

平成11年 第562号

占根大広報

11



第43回町民体育大会

幼稚園児による太鼓の演奏で
一層盛り上がりました

(2面に関連記事)

県営住宅(新規)入居者募集

- 団 地 名 県営タウンコートハウス城元団地
- 所 在 地 大根占町城元873番地
- 募 集 戸 数 10戸
- 入居予定日 平成12年1月17日(月)
- 受付期間 平成11年12月1日(水)～12月14日(火)
午前9時～午後5時(土・日曜日・昼食時間を除く)
- 受付場所 大根占土木事務所 総務課
- 抽 選 日 平成11年12月22日(水) 午後2時～ 大根占土木事務所 2階 大会議室
- 住宅の概要 鉄筋コンクリート造3階建て

住戸タイプ	家 賃 (月額)	募集戸数
2DK	20,600円～34,100円	2戸
2LDK	25,400円～42,000円	2戸
3DK	25,400円～42,000円	2戸
3LDK	29,600円～48,900円	4戸

※家賃は、世帯の収入及び世帯員構成等により変わります。

入居申込資格

- (1) 現在、住宅に困っている人
- (2) 現に同居し又は同居しようとする親族があること
- (3) 収入基準額((年間総所得－各種控除)÷12月)が、月収200,000円以下であること
(ただし、世帯の構成等により、年間総収入金額は変動しますので、お問い合わせ下さい。)
- (4) 県税を滞納していないこと

その他注意事項

- (1) 入居者は、家賃のほかに共益費(外灯電気代、浄化槽負担金等)の負担、自動車保管場所管理協議会の運営費、町内会費等の負担があります。
- (2) 団地住民からなる団地自治会が主体的に清掃等の自治活動を実施していただくことになります。

【問い合わせ先】

大根占土木事務所 総務課

〒893-2303

大根占町馬場422-13

☎09942②0561



完成間近のタウンコートハウス城元団地

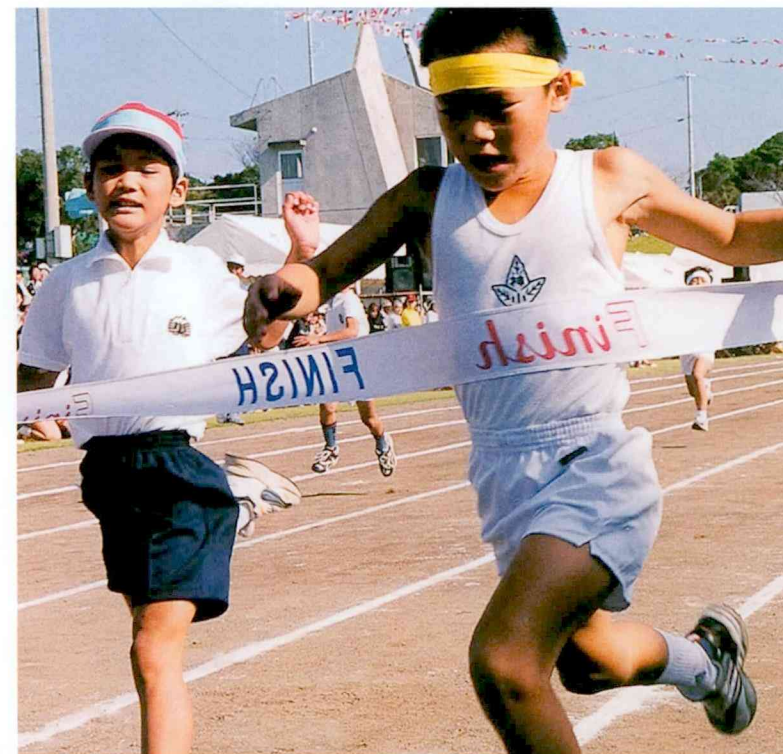
第43回町民体育大会

余裕の勝利か!? 神川地区他を寄せつけず優勝!!

十月十日、素晴らしい快晴の中、第四十三回大根占町町民体育大会が開催され、町民こぞでの参加で健脚を競いました。

いずれのチームも激しい選手選考を経て素晴らしいランナーを送り出してきましたが、その中で優勝を勝ち得たのは、昨年準優勝の神川地区でした。神川地区は昨年の雪辱を果すべく、序盤から得点を重ね、最後のレースまでリードを守り切りました。二年連続優勝を目指した池田地区は、わずかに力及ばず、準優勝に甘んじました。以下、三位宿利原地区、四位城元地区、五位馬場地区でした。

体育功労者表彰
落司 順一さん(相撲)
スポーツ優秀団体
池田小スポーツ少年団
自転車クラブ
大根占バドミントンクラブ



「やったー、勝ったぞ!!」

スポーツ優秀選手
白川 真伍君(ソフトボール)
川崎 淳也君(ソフトボール)
原田 周典君(野球)
柳田 太樹君(レスリング)
鶴崎 辰徳君(カヌー)
飯屋 伸也君(陸上)



二人の心を一つにして



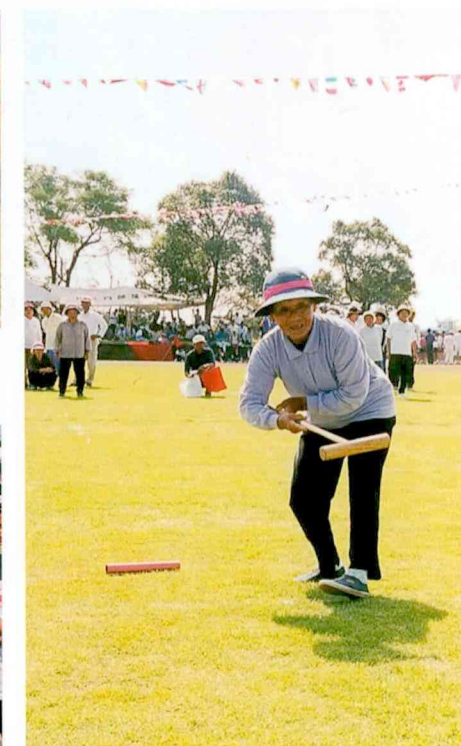
エイトマン走法がいっぱい



「これだけは得意なんだ!」



小・中・婦人会・青年団によるマスゲーム



「どうかしら、入って〜!!」

国保係から 長年勤めた会社をやめたら 退職者医療制度で受診します

会社をやめて年金を受ける権利が発生したら退職者医療制度で受診することになります。



退職者医療制度の対象になる人

- ・国保に加入している人
- ・老人保健制度の適用を受けていない人
- ・厚生年金や各種共済組合の年金を受けていて、これらの年金制度の加入期間が20年以上(40歳以降は10年以上)ある人
- ・退職被保険者の扶養家族

資格が発生したら

年金の受給資格が発生した当日から退職者医療制度が適用されます。年金証書を受け取ったら14日以内に届け出て、「国民健康保険退職被保険者証」を交付してもらいましょう。

届け出に必要なもの ➡ 年金証書、印かん、保険証

★扶養家族とは

扶養家族とは退職被保険者本人の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含む）および本人と同世帯で、主として本人により生計を維持している三親等内の親族のことです。



お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかるときには、国民健康保険退職被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。また、窓口で支払う一部負担金は次のとおりです。

退職被保険者本人	外来、入院ともに2割
扶 養 家 族	外来3割、入院2割

☆入院時の食事代は別途定額負担になります。
☆外来時の薬剤は別途負担があります。



退職者医療制度の適用を受けなくなるとき

- ・老人保健制度による医療を受けることになったとき
- ・退職被保険者本人が亡くなったとき（この場合、扶養家族は一般被保険者となります）

★任意継続



会社を退職しても一定の条件を満たせば、引き続きその職場の健康保険に加入することができます。

たんぼぼ教室

遊びを通して
子育てを学ぶ会

平成九年七月より、毎月一回心理カウンセラーの先生をお呼びして、「遊びを通して子育てを学ぶ会」たんぼぼ教室を実施しています。

取り組みに

いたるまで：

子供への声かけがない、子供にイライラしてる、疲れているお母さん。嫁・姑の関係、



夫との関係に悩んでいるお母さん。お母さん自身が子供がだしている必死の SOS や発達の遅れに気付けなくなっています。

子供はお母さん大好き

今の子供たち

- ・大人によるダメダメ世界・制限されることが多い
- ・母親の都合に合わせなければ生きられない
- ・「本当はイヤだけど、本音を言うとお母さんに嫌われちゃう」

いい子になる

大人にとって都合の良い子

そんな、お母さんと子供に、この空間を利用して、遊び体験の場やストレス発散の場、自分達の関係を振り返る場にしてもええねえと思っています。

どなたでも利用できます。遊び、一度遊びに来てみて下さい。



健康メモ 保健婦 だより



忘れないで！ 保険証の切り替え

現在国民健康保険加入世帯で使用されている国民健康保険証は十一月三十一日で有効期限切れとなります。

下記の日程により新しい保険証と交換いたしますので、現在使用されている保険証と印鑑をもって所定の場所を更新してください。

また、保険証を都合により生用もしくは遠隔地と分離されている世帯の方は、当日合わせて持参してください。学生の場合は在学証明も必要です。

十二月一日以降、古い保険証のまま病院で受診されますと全額自己負担になる場合がありますので、ご注意ください。

保険証を受け取られたら、記載内容に間違いがないか確認をしてください。家族の中に、社会保険証を持っているのに国民健康保険証に名前のある方、会社（社会保険）を辞めたのに国保への切替えが済んでいない方、退職者医療制度の適用者なのに一般の保険証の交付を受けている方等は、早めに役場保健福祉課へ届けましょう。

保険証切り替え日程表

月 日	時 間	場 所	対 象 区 名	月 日	時 間	場 所	対 象 区 名
11月19日(金)	午前～9:00 ～9:20	笑喜下公民館	笑笑 喜喜 上下	11月24日(水)	午前～9:00 ～9:20	厚ヶ瀬公民館	厚ヶ瀬
	午前～9:30 ～9:50	落河公民館	落河		午前～9:50 ～10:20	木場公民館	木場西
	午前～10:10 ～10:30	大尾公民館	大才 尾原		午前～10:40 ～11:10	大橋公民館	大橋 上下
	午前～10:50 ～11:10	岩元公民館	岩元		午前～11:30 ～11:50	寺前公民館	寺前
	午前～11:30 ～11:50	牧原公民館	牧協 原和		午後～1:20 ～1:50	木原公民館	木原
	午後～1:30 ～1:50	段中野公民館	段中 野		午後～2:00 ～2:30	山之口公民館	山之口
	午後～2:10 ～2:30	命苦公民館	命苦		午後～2:50 ～3:40	役場1階ロビー	六反 田園
	午後～2:50 ～3:10	宿利原公民館	宿利 原		午後～3:40 ～4:30	役場1階ロビー	宮上 之 宇 脇 都
	午後～3:30 ～4:10	神川上公民館	神川 上	11月24日(水)	午前～9:00 ～9:50	皆倉公民館	皆倉
11月19日(金)	午前～9:00 ～9:20	迫建設事務所	毛松 下坂		午前～10:10 ～10:40	桜原公民館	桜原
	午前～9:40 ～10:10	笹原公民館	笹原		午前～11:00 ～11:30	神川中原公民館	神川 中原
	午前～10:30 ～10:50	壱崎公民館	壱崎		午後～1:30 ～2:20	鳥浜公民館	鳥神 川 浜城
	午前～11:00 ～11:40	半下石公民館	半下 石		午後～2:40 ～3:30	神川地区公民館	神川 新 町中
	午後～1:40 ～2:10	川南公民館	川馬 場 中 南原		午後～3:50 ～4:20	瀬戸山公民館	瀬戸 山
	午後～2:20 ～2:50	川北公民館	川北	11月29日(月)	午前～9:00 ～10:00	塩屋公民館	塩城 屋崎
	午後～3:10 ～3:30	安水公民館	安白 水井		午前～10:20 ～10:50	北町公民館	本京 町町
	午後～3:50 ～4:10	大久保公民館	大久 保		午後～1:30 ～2:20	役場1階ロビー	ふ弓 も 場 下
					午後～2:20 ～3:00	役場1階ロビー	神之 浜 二 区
					午後～3:00 ～3:30	役場1階ロビー	栄旭 町町
					午後～3:30 ～4:00	役場1階ロビー	鳥井 戸 一 二 区 区 区



赤い羽根共同募金
10月1日～12月31日

みんな一緒に生きていく。

ご 存 じ で す か ？

（特別）児童扶養手当・児童手当制度

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

1. 児童扶養手当を受けられる人

次のいずれかに該当する、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童（重度又は中度の障害がある場合は20歳未満）を監護している母、又は、母にかわってその児童を養育している人に、この手当が支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が法に定める障害の状態（年金の障害等級の1級程度）にある児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

ただし、次のような場合は、手当は支給されません。

- 1 児童が
 - イ 日本国内に住所がないとき
 - ロ 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき
 - ハ 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象になっているとき
 - ニ 労働基準法等の規定による遺族補償を受けることができるとき
 - ホ 児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）や少年院等に入所又は里親に委託されているとき
 - ヘ 母の配偶者（事実上の婚姻関係の場合も含む）に養育されているとき（父に重度の障害がある場合は除く）
- 2 母又は養育者が
 - イ 日本国内に住所がないとき
 - ロ 公的年金給付を受けることができるとき（老齢福祉年金を除く）
 - ハ 手当の支給要件に該当してから5年を経過しても請求しなかったとき
 - ニ 養育者の場合は児童と別居しているとき

2. 支給制限

手当を受けようとする人、手当を受けようとする人と生計を同じくする扶養義務者及び配偶者の所得が一定額以上ある場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）は、手当の全部又は一部が停止されます。

3. 手当の額

区 分	全部支給される者	一部支給される者
児童1人のとき	月額 42,370円	月額 28,350円
児童2人のとき	月額 47,370円	月額 33,350円
児童3人以上のとき	1人につき加算額 3,000円	

4. 手当の支払

- | | | |
|----------|--------|-----------------------|
| 8月分～11月分 | 12月11日 | } に金融機関の本人の口座に振込まれます。 |
| 12月分～3月分 | 4月11日 | |
| 4月分～7月分 | 8月11日 | |

特別児童扶養手当とは

身体または精神に障害のある児童を監護する父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

1. 特別児童扶養手当を受けられる人

20歳未満で、身体又は精神に障害を有している児童を監護している父若しくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

ただし、次のいずれかに該当するときは、この手当は支給されません。

- ① 手当を受けようとする父、母、又は養育者が、日本国内に住所を有しないとき
- ② 対象児童が日本国内に住所を有しないとき
- ③ 対象児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）や少年院等に入所しているとき
- ④ 対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

2. 支給制限

手当を受けようとする人、手当を受けようとする人と生計を同じくする扶養義務者及び配偶者の所得が一定額以上ある場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当は支給されません。

3. 手当の額

1級該当児童1人につき	月額 51,550円
2級該当児童1人につき	月額 34,330円

4. 手当の支払

- | | | |
|----------|--------|--|
| 8月分～11月分 | 11月11日 | } 以降、郵便局で支払われます。
ただし、振替預入の場合は郵便貯金口座に振込まれます。 |
| 12月分～3月分 | 4月11日 | |
| 4月分～7月分 | 8月11日 | |

児童手当制度とは

児童を養育している人に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とする制度です。

1. 支給対象者

児童手当は、3歳未満の児童を養育している人に支給されます。

ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、所得制限により児童手当は支給されません。

ただし、所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン等（厚生年金等に加入している人）については、その人の前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額未満の場合に限って、特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

また、認定を却下された場合でも翌年の5月中に再度認定請求を行えば手当が支給される場合がありますので手続きを行ってください。

2. 児童手当の額及び支給月

第1子、第2子については月額5,000円、第3子以降については月額10,000円が毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

3. 手当を受ける手続き

出生、転入などにより新たに受給資格が生じた場合に児童手当を受給するには、役場（公務員の方は勤務先）へ次の書類を添えて認定請求の手続きを行ってください。

《添え付け書類》

- ① 年金加入証明書（請求者が被用者（サラリーマン等）である場合に提出）
- ② 児童手当用所得証明書（請求した年の1月1日に本町に住所がなかった場合に提出）

これらの手当についての詳しいことは、役場保健福祉課福祉係（☎②0511 内線112）まで、お尋ね下さい。

読書シンポジウム

心を育てる「本も友だち二〇分間運動」の一環として、大根占町読書シンポジウムが開催されました。これは、本町の伝統的な読書運動の活性化を図るとともに、読書活動を「心の教育」としてとらえ、生涯学習の観点から、乳幼児から高齢期までの幅広い読書活動の推進を図るために企画されました。

シンポジウムでは、ひまわり読書会によるパネルシアター「かさじぞう」とペープサート「せっけんつるりん」の実技発表がありました。参加者は大人も子どもも物語の中に引き込まれ、心から楽しんでいるようでした。その後は、幼稚園、小学校、中学校、家庭、町図書室それぞれの代表者から、読書に対する現在の概要や取り組みの発表がありました。子供たちの年代により、現状も課題もそれぞれ違うようで、年齢にあった指導が必要なようです。

若者の読書離れが叫ばれる今日ですが、これが子ども達の学力の低下を招いている可能性も



これがペープサート



パネルシアターの様子



活発な意見が出されたパネルディスカッション

総務庁長官表彰

行政相談員として活躍されている長濱正秀さんが、この度その功績が認められ平成十一年度行政相談員総務庁長官表彰を受けられました。

長濱さんは、昭和六十年に総務庁より行政相談員に委嘱されて以来十四年のながきにわたり、町民の良き相談相手となつて広く行政に対する苦情や意見・要望を聞き、公平で中立な立場か



表彰を受けられた長濱さん

ら住民の苦情の解決のため尽力され、住民の福祉の向上と行政の民主化に努めてきました。このような委員活動の功績が認められ、今回の受賞となったものです。

現在も法務省の人権擁護委員と兼務で行政相談員として活躍されています。

もう一人の行政相談員補占一源さんとともに今後もよろしくお願いいたします。

漁業振興祭

十月二十四日、第二十一回漁業振興祭が漁業協同組合設立五十周年記念式典と合わせて行われました。

朝早くから始まった漁船パレードでは、約四十隻の漁船が大漁旗をかざしながら参加し、その様子は雄大で海に生きる人たちの厳しさと強さを示しているようでした。続いて行われた神事では、組合員他七十名程度が参加し、新しく建立された鳥居の除幕式なども併せて行われました。また、組合設立五十周年記念式典では、組合に従事し漁業振興に尽力された故人に対し、黙とうを捧げた後、歴代組合長や歴代役員に対し、表彰状と記念品が送られました。

今回の目玉の一つであるヒラメの体験放流では、町内の小学六年生四十五人が参加し、約十cmのヒラメ二千尾を鳥浜沖と馬場海岸沖で放流しました。放流のため二隻の漁船に乗り込んだ子ども達は、初めての体験に目を輝かせ、慈しむように泳ぎだす魚を見つめていました。アトラクションでは高山町の「ひょっとこ踊り」の披露がありました。独特の動きを見せる招福の舞に、とても大きな歓声が沸き



高山町の「ひょっとこ踊り」



漁船パレード



ハマチのつかみどり



りりしい「太鼓坊主」の姿

上がりました。蒲生郷からは「太鼓坊主」による和太鼓の演奏もあり、その力強い響きは観客を魅了し、まさに日本の伝統の素晴らしさを堪能したひとときでした。

最後は、子供たちのハマチのつかみ取りがあり、ずぶぬれになりながらも一生懸命ハマチを追いかける子供たちの姿に大きな歓声が送られていました。

このような企画が、漁業従事者の意識を盛り上げ、漁業の振興に寄与することを祈念します。



はじめてのヒラメ放流

ウミガメを放流

神川中学校では十月十四日、十五日の両日、ウミガメ約百匹を放流しました。

これは、七月二十一日と八月五日に産卵されたものを、環境教育と卵の保護のため中学校の敷地内へ移し、ふ化を待っていたものです。十四日の夕方には五十三匹が生まれ、学校に残っていた生徒達が海に返しました。続いて十五日も五十四匹のウミガメが生まれ、今度は生徒全員が参加し、神川海岸で五cm〜十cmのウミガメを放流しました。

生徒の手により、海岸へ放されたウミガメは、小さいながらも元氣いっぱい海へ走り出し、大海原に身を躍らせました。生



一生懸命に海へ向かうウミガメ



「元気に育ってね。」

徒達はそ的一生懸命な姿に「頑張れ！」と大きな声で声援を送っていました。

この体験を素晴らしい思い出にし、自然や環境に対する意識を深めて欲しいと思います。

情報交差点

HOTで新鮮な／情報を

交通死亡事故防止キャンペーン

例年秋から年末に向けては、日没の時間が早くなり、午後四時くらいから暗くなる薄暮の時間及び夜間における交通死亡事故が多発する傾向にあります。交通死亡事故を防止するため、特に次の点に注意して下さい。

すべての道路利用者に

- 事故の増加が目立つ時間帯は、午後四時ごろから午後八時ごろの間です。
- 自動車は**
- 早めの点灯を心掛けましょう。
- スピードの抑制に努めましょう。
- 自転車は**
- 交差点での安全確認を徹底しましょう。
- 灯火（ライト）をつけ、側面反射材を取り付けましょう。
- 歩行者は**

○道路横断時の安全確認を徹底しましょう。

○夜間は目立つ色の服装を着用するよう努めましょう。

税金はみんなのために税を知る週間

十一月十一日～十一月十七日

国や地方公共団体は、私たち国民が豊かで安定した暮らしができるようにいろいろな活動を行っています。

税金は、国や地方公共団体が活動するための大切な財源であり、私たちにあって、共同生活を維持するためのいわば会費であるといえます。

「税を知る週間」は、国民生活に深い関わりを持っている税について、その意義（必要性）や役割（使途）などを、広く国民の皆様に正しく理解していただくために設けられているものです。



「おいしいツバももう少し」

この機会に、家庭や職場などで、税について考えてみませんか。

ボランティア募集

●鹿児島県森林整備公社
☎099(224)1333

「水を育む森づくり事業」

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるための森林づくりの技術・労働を体験し、森林に対する理解を深めてもらいます。

日時 平成十二年一月二十二日～
一月二十三日

場所 川辺町・金峰町

内容 植樹等・吹上浜砂丘林視察・意見交換会

実施主体 (社)鹿児島県森林整備公社他参加者

中学生以上でボランティアとして参加できる人

募集人員 一五〇名

募集期間 十月十日～十二月十日

※定員に達し次第締め切ります。

負担金 宿泊者のみ 千円

宿泊所 「南薩少年自然の家」

被爆者健康手帳更新及び交付申請

●県庁保健予防課
☎099(286)2724

現在被爆者健康手帳をお持ちの方で、まだ更新が済まれていない方は、速やかに更新手続きを行って下さい。

また、昭和二十年八月に広島市・長崎市に投下された原爆に関し、次に掲げる事項に該当する方には、被爆者健康手帳が交付されます。

・直接被爆した人

創業関連保証制度等について

●県信用保証協会
☎099(223)0271

●県庁中小企業課
☎099(286)2946

県信用保証協会では、厳しい経営環境にある中小企業に対する円滑な資金供給を図ることを目的として、昨年十月一日から中小企業金融安定化特別保証制度を実施しております。

本年九月一日から、この制度に、創業者（近く創業計画のある者または創業から五年以内の創業者）及び中小ベンチャー企業（新事業の開拓又は経営革新のための事業を行う中小企業者）等の事業資金に対する保証制度が新たに加わりました。

詳しいことについては、お問い合わせ下さい。

心豊かな青少年を育てる運動強調月間

●大根占町教育委員会
☎09942(2)0517

十一月は「全国青少年健全育成強調月間」です。

趣旨 青少年の健全育成のための諸事業を実施することにより、国民の健全育成に対する理解を深めるとともに各種活動への積極的な参加を促すものです。

県では、特に、「心豊かな青少年を育てる運動強調月間」として、家庭・学校・地域社会が一体となった青少年育成活動を進めています。

実践内容

- ・家族の団らん等、ふれあう機会を多くつくりましょう。
- ・青少年の深夜徘徊や不良行為の防止と社会環境浄化に努めましょう。
- ・あいさつや声かけを実施しましょう。
- ・青少年育成活動へ積極的に参加しましょう。

大隅半島写真祭 日本のフロリダ

「大隅半島写真祭」事務局
☎0994(43)2111

大隅半島で撮影された写真作品を募集します。大隅半島内で撮影されたものであれば、風景、人物等被写体は問わず、一年以内に撮影された未発表作品に限ります。また、応募作品は原則として全て展示します。

応募規定

カラー、モノクロプリント四つ切、一人十点以内。別紙に題名、撮影地、住所、氏名、年齢、電話番号を明記しすべての作品裏面に貼付。応募作品は原則として返却致しません。

応募資格 プロ・アマ問わず

応募締切 平成十一年十二月十日（当日消印有効）

応募先 〒893-8501 鹿屋市共栄町二〇一ー 大隅広域観光開発推進会議 鹿屋市役所内

大隅広域観光開発推進会議

鹿屋看護専門学校 12年度学生募集

●鹿屋看護専門学校
☎0994(44)6360

鹿屋看護専門学校は、働きたいから看護婦（士）の資格が得られる学校として、地域社会に貢献し得る（准）看護婦（士）の育成を目的とし、「博愛・努力・責任」の校訓の元に一貫した教育を実践しています。

高等課程 准看護学科

定員 五十名

修業年限 二年

願書受付 一月六日（木）～一月十八日（火）

試験日 一月二十五日（火）

国語・英語・面接

専門課程 看護学科

定員 五十名

修業年限 三年

願書受付 一月六日（木）～一月二十一日（金）

試験日 二月三日（木）四日（金）

原爆が投下されてから二週間以内に爆心地から概ね二km以内の区域に立ち入った人・病院・救護所等で被爆者の看護・救護をした人・当時、以上の方の胎児であった人

国語・英語・看護全般・解剖生理・面接

詳しくは、鹿屋看護専門学校へお問い合わせ下さい。

「大隅半島写真祭事務局」

来場者による人気投票によって選出します。

その他詳しいことについてはお問い合わせ下さい。

人権相談所・登記相談所 開設

日時；平成11年12月8日（水）午前10時～午後3時

場所；大根占町役場3階委員会室

人権に関すること、土地登記に関すること分からないことがあれば、遠慮無く相談ください。秘密は厳守されます。

職業	年齢	賃金	職業	年齢	賃金
大根占町			根占町		
看護婦（士）・ケアマネージャー	20～40	195,000～200,000	パチンコ店員	18～50	140,000～160,000
土木技術者	25～55	220,000～250,000	施工管理技術者	20～55	220,000～330,000
鍼灸師	20～40	1,500～1,800/時	伐採作業員	20～	155,000
			水産加工作業員	18～45	118,200～136,000
			現場監督	20～50	173,000～333,000
			寿司職人	20～50	173,000～219,000
田代町			土木造園技術者	30～45	200,000～250,000
縫製工	18～50	100,936	縫製	18～45	650/時

求人情報

（10月10日現在）

※詳しくは鹿屋職業安定所（ハローワークかや）（☎4135）へ、早く知りたい人はテレホンサービス（☎7844）でいつも案内しています。
※この求人情報は10月10日現在で有効なものです。掲載には充足している場合もございますのであらかじめご了承ください。

町民文芸

―短歌―

消灯の部屋にブラインド持ち上げて
別府の星空のぞき見にけり
徳留 民子

倒伏の稲起す作業幾度か
収穫間近の稲穂重たし
飯屋 文

「母ちゃん」と肩に手を置く髭面の
息子の帰省に一夜眠はし
梓山 スナ子

ガラス戸に射す月光に下り立てば
虫すだく音の庭草に満つ
番園 キミ

一粒もこぼしてならぬ新米の
収穫までの労苦思へば
徳永 幸子

―俳句―

石仏誰が持たせし草の花
荒平 貢作

小鳥にも分け与えんと残す柿
四宮 大典

老木の柿色づきて昼の月
木下 つる

虫の音や遅れがちな古時計
山下 良治

母ありし頃の小屋裏柿日和
馬込 八重

コスモスの一本おいて友の墓
坂元 満香

壁垣に花脈わし系瓜つる
木下 輝夫

シャッターのきしむ音して秋の暮れ
原口 マサ子

むら雀稲なき田圃右往左往
蓑田 崇

藁塚の藁の温もり幼き日
中村 尚幸

休日在宅のお医者さん

月	日	病 院 名	電話番号
11	14	黒 木 医 院	佐多6-0013
	21	大 根 占 医 院	麓 2-2658
	23	肝属郡医師会立病院	鳥浜2-3111
	28	濱 畑 医 院	田代5-2130
12	5	阿 久 根 医 院	根占4-2100
	12	黒 木 内 科 小 児 科	佐多6-0750
	19	長 浜 医 院	麓 2-0137

吉野教育長が再任

四年の任期を終えた吉野浩暢教育長が十月十七日再任されました。今後の活動の抱負を述べていただきました。

大根占町教育長としての抱負

奇しくも二十一世紀を目前に、そして完全学校週五日制下で「生きる力」を育む新しい学校教育を目指しまさに実施に向け移行期に入ろうとする時に、本町教育長として再任されましたことは、私にとりましてその重責に身の引き締まる想いであります。今後とも以前にもまして、全町民の教育に対する期待と負託に応えるため、次のことに力を置きます、大根占町の新世代を担う人

- 完全学校週五日制の実施への対応
- 学力の向上（基礎学力の定着）
- 「総合的な学習の時間」による特色ある教育づくり
- 全教育活動を通じた道徳教育の充実
- 個を生かした進路指導の充実
- 児童生徒の健康維持・体格増進
- 学校給食のより一層の充実
- 幼・小・中の連携など



戸籍に関する情報は
ホームページ上では
掲載していません



自衛隊生徒募集!!

各種の善意
香典返し寄付
遺族 故人 区名
坂下 重盛 アサエ 麓
益田 九留男 大浦トシ子 志布志町
鎌ヶ迫 重盛 キヨ子 塩屋
横山 清 サチ子 大橋下
添田トシ子 重雄 中園
馬場口フジエ 成彰 大橋下
松山 キミ 浅吉 弓場下
広報紙送付謝礼
大山勉 (国分市)
馬場正己 (鹿屋市)
井上登喜子 (東京都)
本釜京子 (埼玉県)
黒木律子 (京都府)
(敬称略)
以上のみなさんから寄付をいただきました。
ありがとうございました。

税のはなし
お済みですか？
自動車税
自動車税の納税はお済みでしょうか。
自動車税を、まだ納めておられない方は、次の日程で鹿屋総務事務所職員が納税の便宜を図るために出張徴収に参りますので、是非お出かけ下さい。
日 時 十一月二十五日(木)
午前九時三十分～
午後三時三十分まで
場 所 大根占町役場
二階 会議室
なお、他人に譲渡したり、下取りに出したり、解体された場合は、鹿屋島市にある陸運支局での名義変更又は抹消登録の手続きが必要です。これらの手続



きがなされないと、いつまでも登録名義人に自動車税がかかることとなります。
また、何らかの事情があり名義変更又は抹消登録ができずにお困りの方は、お気軽にご相談ください。

11月&12月1999
NOVEMBER DECEMBER

まの行事

SUN (日)	MON (月)	TUE (火)	WED (水)	THU (木)	FRI (金)	SAT (土)
11月 7	8 健康相談 9時(役場ロビー) 13時30分 (神川地区公民館)	9 2歳児園科健診 13時(老人センター)	10	11 1歳6ヶ月児健診 13時(老人センター)	12	13
14	15 母子相談 9時(老人センター) 妊婦教室 13時(老人センター)	16 23 勤労感謝の日	17 24 小中学校音楽会 (文化センター)	18 たんぼぼ教室 9時30分 (老人センター)	19 池田校区町政 座談会 15時(林業センター)	20
21 ふるさと秋祭り 9時 (大中グランド)	22 宿利原校区町政 座談会	23	24	25	26	27
28	29	30	12月 1	2	3	4
5 だいこんジョギ ング大会	6	7	8 人権相談 登記相談 10時 (役場3階庁議室)	9	10	11

資格
十七歳未満の男子で中学校卒業(見込み)者
受付期間
平成十一年十一月四日～
平成十二年一月四日
試験日
【二次試験】
平成十二年一月五日

【二次試験】
平成十二年一月二十二日～
一月二十六日
※詳しい内容についてはお問い合わせ下さい。
自衛隊鹿屋島地方連絡部
鹿屋募集事務所
0994(42) 4386

大根占簡易水道事業からのお知らせ

簡易水道（町水道）加入のみなさん、ご存じですか？

もしも、**漏水かなと思った場合は！**

大根占町役場水道係へ連絡してください。

係員が現場へ出向き、本管若しくは引き込み管（個人有）からの漏水を判断し、指示いたします。

1. 下記のような箇所からの漏水は、個人の負担となります。（下図参照）

- ① 本管からの分岐 ② 引き込み管 ③ 家庭内配管 ④ 止水弁

2. 水量計（メーター）不良による漏水は、水道事業で負担します。（下図参照）

- ⑤ メーター不良

もしも、水道をあまり使用していないのに、**料金がおかしいと思ったら！**

係員による、誤診の可能性も考えられますので再度調査いたします。

検診による調査で、異常を確認出来ない時は、数日様子をみる場合もございますので、連絡してください。

水は限りある資源です。節水に努力し、また自然を汚さないようゴミのポイ捨て等は、絶対にやめましょう！

※連絡先

建設課 水道係

TEL (09942) 2-0 5 1 1 内線 (233)

今月の画廊

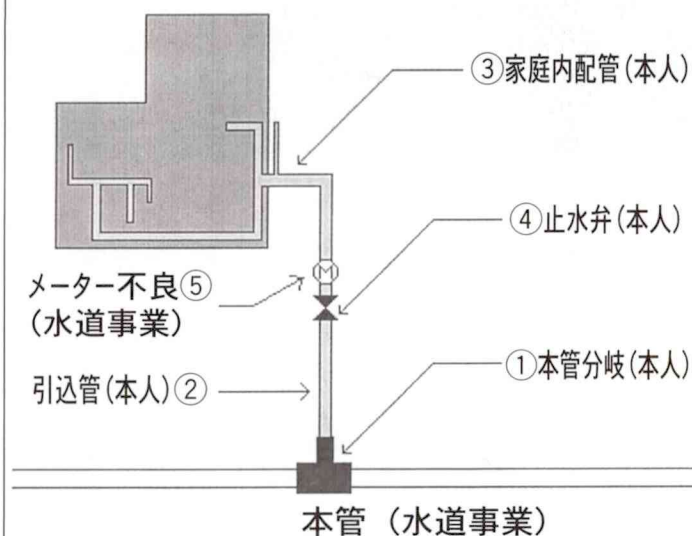
題名 「干し魚」

作者 大村 幸子（旭町）

大根占絵画同好会



漏水の主な箇所（参考図）



●先日の町民体育大会、文化祭は如何だったでしょうか。まさにスポーツの秋、芸術の秋を実践したような大会でした。特に町民体育大会では、写真を撮りながら参加者の表情を見ていると本当に清々しい顔でした。体を思いっきり動かす喜びがこちらまで伝わってくるようでした。健康な人にとっては当たり前のことですが、障害者や病気の人の人にとってはとても大変なことだったりします。一つのことでも見方を変えれば、全く違った捉え方ができるのではないのでしょうか。物事を多角的に見つめることは、これから世紀末を迎えるに当たり、また二十一世紀を迎えるために私たちに必要なことだと思います。偉そうなことを言いながら、自分の視野が「一番狭い」のではないかと心配する今日この頃です。

編集後記

わがまちの人口

人口	7,769	(25)
男	3,610	(14)
女	4,159	(11)
世帯	3,023	(10)
()内は前月号比		
平成11年11月1日現在		